

旭川市建設工事等低入札価格調査要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約(以下「建設工事等」という。)を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項(政令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者を調査(以下「低入札価格調査」という。)のうえ落札者とししない場合の取扱い等を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 対象工事等は、総合評価一般競争入札を行う建設工事等及び市長が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事等とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 建設工事の請負契約の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 土木、舗装、造園及び橋梁工種(以下「土木系工種」という。)の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合
- ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費(間接労務費)の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費(工場管理費)の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の8を乗じて得た額
- (2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。
- ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額

- (3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合
- ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 測量並びに工事に係る調査及び設計業務（以下「業務」という。）の委託契約の調査基準価格は、次の各号に掲げる業務の種類ごとの額とする（一の契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額とする。）。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とする。
- (1) 測量にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (2) 建築設計（設備設計を含む。）にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) 土木設計にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (4) 地質調査にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接調査費
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
- (5) 技術資料作成にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
- ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
- 3 前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、調査基準価格を建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の額で、業務

については、予定価格に10分の7を乗じて得た額以上で適宜に定めることができる。

(調査基準価格の記載)

第4条 対象工事等に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、政令第167条の10第1項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(失格の基準)

第7条 前条の入札において、最低価格入札者による入札を失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）を次のとおり設けるものとし、失格判断基準を下回る場合は落札者としめない。

2 建設工事の失格判断基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木、舗装、造園及び橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費（工場管理費）の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6を乗じて得た額

(2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。

ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6を乗じて得た額

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合

ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分

の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等に10分の6を乗じて得た額

3 業務のうち建築設計（設備設計を含む。）の失格判断基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じて得た額とする。

(1) 直接人件費の額

(2) 特別経費の額

(3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

4 前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、失格判断基準を建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の額で、業務については、予定価格に10分の7を乗じて得た額以上で適宜に定めることができる。

(低入札価格調査の実施)

第8条 調査基準価格を下回る入札が行われたことにより契約担当課長（契約担当課長が入札執行者のときは、契約担当課長の指名する職員とする。以下「契約担当課長等」という。）が、建設工事等の設計担当課長及び工事検査課長とともに調査を行うときは、入札価格の積算内訳書を提出させるほか必要に応じ、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

2 建設工事の請負契約における前項の調査は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該工事に係る下請予定者氏名及び契約予定金額

(2) 当該工事の施工場所付近における手持工事の状況、地理的条件、手持資材の状況等

(3) 労務、資材、機械等の量及び調達予定に関する状況

(4) 過去に施工した公共工事の状況（工事名、発注者等）

(5) 入札者の経営状態

(6) その他必要な事項

3 業務の委託契約における第1項の調査は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制

(2) 労務等の提供について市場価格以下による価格の提供が可能である旨を主張している場合にあつては、その理由

(3) 現在実施している業務の実施状況

(4) 価格の算定に当たり技術計算等について外注している場合にあつては、その外注内容

(5) 過去に受託した公共工事に係る業務委託における実施状況（業務名、発注者等）

(6) 経営状況等

(7) その他必要な事項

(調査結果の報告)

第9条 低入札価格調査を行った契約担当課長等は、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、関係資料を添えて入札執行者に報告するものとする。

(入札執行者等による審査)

第10条 入札執行者は、契約担当課長等から低入札価格調査結果の報告を受けたときは当該建設工事等に係る工事担当部長及び当該建設工事等に関与しない工事担当部長（又は旭川市建設業者等選定委員会委員長が指名する職員）と審査を行い当該最低価格入札者を落札者とするか否かの決定をするものとする。

（落札者の決定等）

第11条 第10条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者に落札者とする旨の通知をするものとともに他の入札者に対して、最低価格入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 第10条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第8条以降と同様の手続きによる調査を行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、入札執行者は最低価格入札者には落札者とし、次順位者には落札者となった旨の通知をするものとともに、他の入札者には次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

4 第10条の審査の結果、最低価格入札者を落札者とし、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、低入札価格調査の対象となった者を再度入札に参加させることができないものとする。

（監督体制の強化等）

第12条 低入札価格調査の対象者と建設工事等の請負契約を締結したときは、監督体制の強化等の措置をとるものとする。

2 建設工事の請負契約における前項の措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

工事担当課長は、請負人に対して施工体制台帳の提出を求めるものとし、その際必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事担当課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際し、必要があると認めるときは、現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

工事の監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取するものとする。

(4) 施工現場の調査

工事の担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として複数の検査員が行うものとする。

また、抜き打ち検査を行うことがある。

3 業務の委託契約における第1項の措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実施体制を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング

業務担当課長は、受託者より業務体制を確認できる書類の提出を求めるものとし、必要に応じ管理技術者等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 業務計画を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング

業務担当課長は、設計図書、仕様書等に基づく業務計画を確認できる書類の提出を求めるものとし、必要に応じ管理技術者等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

担当職員は、設計図書、仕様書等に基づく検査等を実施するに当たっては入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務実施体制を確認できる書類及び業務計画の内容を確認できる書類の記載内容に沿った業務が実施されているかの確認を併せて行うものとし、実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を管理技術者等から詳細に聴取するものとする。

(4) 厳格な検査の実施

検査は、専門的な検査の場合を除き、原則として業務担当課長が行うものとする。

4 契約の締結に当たっては、前2項に規定する事項を特約条項として契約書に追加するものとする。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に

行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年2月27日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、令和4年1月1日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

低入札価格調査制度のフロー

